

議案第121号

上越市特別会計条例の一部改正について

上越市特別会計条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年11月30日提出

上越市長 中 川 幹 太

上越市特別会計条例の一部を改正する条例

上越市特別会計条例（昭和46年上越市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条に次の1号を加える。

(4) 工業用水道事業清算特別会計

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。